

# 金沢市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和7年3月24日決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請（以下「申請」という。）には、次に掲げる書類（第9号に掲げる書類にあっては、該当がある場合に限る。）を添付するものとする。

（1）定款

（2）登記事項証明書

（3）役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

（4）法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面

（5）前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

（6）当該事業年度の事業計画書及び収支予算書

（7）これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面

（8）法第24条各号に規定する業務に関する計画書

（9）国税及び金沢市税の納付に係る証明書

（10）前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類として市長が必要と認めるもの

3 申請者が金沢市競争入札参加資格者名簿に登録された者であるときは、市長は、前項第9号の規定に掲げる書類の添付を省略させることができる。

## (支援法人の指定)

第3条 市長は、申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、その申請者を支援法人として指定することができる。

（1）申請者が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特

定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする法人であること。

(2) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものではないこと。

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が、支援法人の業務として適切なものであること。

(6) 申請者が必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 本市の区域内に本店、支店その他の営業所又は事務所を有すること。

(9) 国税及び金沢市税の滞納がないこと。

(10) 不正の行為、法令に違反する事実又は公益に反する事実がないこと。

2 市長は、前条第1項による指定の申請を受けたときは、指定の可否について、市長が別に定める通知書により当該申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間）

第4条 前条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年を超えない範囲において市長が定める。

（名称等の変更）

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、市長が別に定める届出書により行う

ものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める届出書を市長に提出するものとする。
- 3 前2項の規定による届出には、第2条第2項各号に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添付するものとする。

（業務の廃止）

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに市長が別に定める届出書により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の実施報告等）

第7条 支援法人は、事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度の終了後に、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

（改善命令）

第8条 法第25条第2項の規定による業務の運営の改善に関する命令（以下「改善命令」という。）は、市長が別に定める改善命令書により行うものとする。

（指定の取消し）

第9条 市長は、法第25条第3項の規定により、改善命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、市長が別に定める通知書により当該支援法人に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した年月日を公示するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。